

一般競争入札実施要領

次の建設工事について、一般競争入札を行うので、公告する。

なお、一般社団法人塩尻市森林公社が執行する入札は、出捐元である塩尻市の各種入札規程に基づき実施する。

令和 7 年 6 月 4 日

一般社団法人塩尻市森林公社
理 事 長 古 畑 耕 司

1 工事概要

本工事は、旧檜川中学校を製材工場及び地域交流拠点を核とする森林ハブ拠点にコンバージョンする改修工事である。工事中に判明した情報を反映させ、品質向上と手戻り防止を図りながら、設計者、工事監理者及び発注者と連携し、迅速かつ柔軟な対応が可能な者の参加を求めるものである。

(1) 工事名

令和 7 年度森林ハブ拠点整備事業に伴う改修工事

(2) 工事場所

塩尻市大字奈良井

(3) 工事内容

ア 合板工場

屋内運動場、ランチルームを合板工場に改修

イ 森林ハブ拠点

管理教室棟及び特別教室棟を展示・体験工房、カフェ・ショップ、貸しオフィス・貸し工房及び防災体験・簡易宿泊に改修

(4) 工期

契約締結日から令和 8 年 3 月 20 日まで

(5) 事務局

一般社団法人塩尻市森林公社 担当 佐野
住 所 〒399-6461 塩尻市宗賀 1797-1
T E L 0263-31-6733
E-mail forest@shiojiri.com

2 一般競争入札に参加する者に関する事項

令和 7・8・9 年度の塩尻市建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる条件を申請日から入札日まで全て満たしている単体企業であること。

- (1) 令和 7・8・9 年度塩尻市建設工事入札参加資格における建築一式工事の格付けが、総合評定値 780 点以上、かつ、新客観点数 85 点以上の者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。
- (4) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (5) 塩尻市暴力団排除条例（平成 24 年塩尻市条例第 7 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

- (6) 3(4)オの申請書等の受付日から9(1)に規定する入札日までの間において、塩尻市入札参加資格者に係る入札参加停止措置規程（平成24年塩尻市訓令第5号。以下「入札参加停止措置規程」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 塩尻市内に本社又は営業所等を有すること。
- (8) 平成22年4月1日以降に発注され、公告日までに引き渡し完了した、次の同種の工事をいずれも元請けとして施工した実績があること。共同企業体として受注した場合は、代表者として受注した案件のみを実績とする。
- ア 平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型第四号第一類又は第二類に該当し、延床面積1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は改修の施工業務。
- イ 平成31年国土交通省告示第98号別添二による建築物の類型第二号第一類又は第二類に該当し、延床面積700㎡以上の建築物の新築、改築又は改修の施工業務。
- (9) 次の条件を満たす監理技術者を、本工事に専任で配置できること。
- ア 一級建築士又は1級建築施工管理技士の資格を有している者。
- イ 監理技術者資格者証を有する者で、監理技術者講習を修了し、有効期間内の者。
- ウ 15年間（平成22年度から令和6年度まで）に、建築一式工事の主任技術者又は監理技術者の経験を有していること。
- エ 申請日以前3か月以上の恒常的かつ直接的雇用関係にあること。
- (10) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本その他の面において密接な関係があると認められる者でないこと。
- (11) 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を有する者であること。

3 一般競争入札参加資格登録の申請手続

当該競争入札への参加希望者は、一般競争入札参加申請書及び参加資格確認書（以下「申請書等」という。）を提出し、当該工事に係る一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者は、当該一般競争入札に参加できないものとする。

(1) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和7年6月4日（水）午後3時から令和7年6月18日（水）午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

イ 提出方法

申請書等は、事務局へ直接提出することとし、郵送等による提出は受け付けないものとする。

ウ 提出部数 1部

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加申請書（様式1）

イ 参加資格確認書（様式2）

(ア) 参加者の資格及び工事实績

- a 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている企業の商号又は名称及び許可番号を記入すること。また、許可証の写しを添付すること。
- b 記載した工事の契約書の写し、施設概要や図面等、実績の記載事項を証明

できる資料を添付すること。

(イ) 配置予定技術者の資格及び工事経験

建築士免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し、監理技術者資格者証（両面）の写し及び経験を有するものとして記載した工事の契約書の写し、施設概要や図面等、実績の記載事項を証明できる資料を添付すること。

ウ 建設業法第3条第1項の規定による建設業許可通知書の写し（公告日現在において有効なものに限る。）

エ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（令和7・8・9年度入札参加資格審査申請時に提出したものとする。ただし、当該審査基準日（決算日）から1年7ヶ月の有効期間が経過している場合は、有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写しも提出するものとする。）

(3) 申請書等の配布

（一社）塩尻市森林公社ホームページ（<https://forest.shiojiri.com/>）から申請書様式をダウンロードして使用すること。

(4) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、申請者に無断で目的外に使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 申請書等はA4判とする。

オ 入札参加申請の際に、受け付けた日の収受印を押した申請書の写しを交付する。

4 確認結果の通知

一般競争入札参加資格の確認結果は、令和7年6月23日（月）までに申請者に対し、電子メールで通知するものとする。

上記の期日を都合により変更する場合は、その旨を申請者に連絡するものとする。

5 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、塩尻市森林公社理事長に対し、その理由について説明を求めることができるものとする。

(2) (1)の説明を求める場合にあっては、令和7年7月2日（水）までに書面（様式は任意とする。）を事務局に持参し、提出しなければならないものとする。

(3) (1)及び(2)により説明を求められたときは、令和7年7月4日（金）までに、説明を求めた者に対して、書面により回答するものとする。

(4) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を申請者又は説明を求めた者に連絡するものとする。

6 電子データの提供

電子データを希望する場合は、事務局あてにメールで申請すること。なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行うこと。電子データは、CD-R又はDVD-Rとし事務局にて受け渡しとする。受け渡し日時は、別途申請者と調整する。

また、電子データ受領時に、守秘義務誓約書（様式3）を持参すること。

(1) 申請期間

令和7年6月4日（水）午後3時から令和7年6月12日（木）午後5時まで

(2) 提供資料

ア 既存図面（PDF）

イ 基本設計図

ウ 工事内訳書

※本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくものとし、工事内訳書は参考とする。

7 現場説明会

本工事における現場説明会を開催する。なお、入札の参加を希望する場合は、現場説明会の出席は必須とする。

(1) 申込期間

令和7年6月4日（水）午後3時から令和7年6月12日（木）午後5時まで

(2) 申込方法

現場説明会参加申込書（様式4）を事務局あてに電子メールにて提出すること。

なお、送信後は必ず事務局あてに電話にて受信確認を行うこと。

(3) 現場説明会

ア 実施日時

令和7年6月13日（金）午前11時から（終了時刻は未定）

イ 集合場所

旧檜川中学校昇降口

ウ 内容

一般社団法人塩尻市森林公社及び基本設計者からの事業概要の説明及び質疑応答

エ その他

動画又は写真の撮影及び音声の録音ができるものとする。ただし、事前に事務局に対して申し出るとともに、事務局の指示に従うこと。

現場説明会での質問のうち、当日回答できないものについては、後日、塩尻市森林公社のホームページにて回答する。なお当日の質問及び回答についても併せて公表する。

8 設計図書等に対する質問及び回答

(1) 質問受付期間

令和7年6月4日（水）午後3時から令和7年6月25日（水）正午まで

(2) 提出方法

質問書（様式5）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま事務局あてに電子メールで提出するものとする。なお、送信後は、必ず事務局あてに電話にて受信確認を行うこと。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、塩尻市森林公社のホームページに掲載することとし、最終回答は、令和7年7月1日（火）とする。

(4) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

9 入札執行日時及び場所

(1) 入札日時

令和7年7月7日（月）午前9時00分

(2) 入札場所

塩尻市役所3階第6会議室

(3) 留意事項

代理人をして入札する場合は、委任状（様式6）を入札時に提出すること。

(4) 開札日時及び場所

開札は、入札終了時に入札会場において行うものとする。

(5) 上記の期日等を都合により変更する場合は、その旨を入札参加資格者等に連絡するものとする。

10 入札の執行

- (1) 入札は、本人又は代理人が出席して行うものとし、郵便、電報、電子及びFAXによる入札は認めない。
- (2) 入札日において、この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を満たしている者以外の者の入札は認めない。
- (3) この公告に示す入札の日時に遅刻した者は、入札に参加できない。
- (4) 落札価格の決定に当たっては、入札書(様式7)に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか否かを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (6) 入札執行回数は2回までとし、2回で落札しない場合は、2回目に最低価格を入札した者によって、その場において2回までの見積を行うものとする。(様式8) 2回の見積で落札しない場合は、不落札とする。
- (7) 落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- (8) 当該一般競争入札に参加する資格があると確認された者は、入札執行の完了に至るまでは、(7)のくじ引きの場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

11 落札決定方法

予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。ただし、理事長が、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者が、当該入札価格によっては当該工事の履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとして、著しく不適當であることを認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格以下をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(塩尻市建設工事の入札における低入札価格調査制度実施要領の規定を適用するものとする。)

12 工事内訳書の提出

- (1) 入札前に、第1回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事内訳書及び工事内訳明細書(以下「工事内訳書等」という。)の提出を求めるものとする。工事内訳書等は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の区分ごとの、また、直接工事費は工種ごとの記載とする。
- (2) 本工事の契約は、図面及び仕様書に基づくものとし、工事内訳書等は参考とする。工事内訳明細書の見積り項目は、入札参加者の責任のもと、必要に応じて見積項目の追加及び修正を行うこと。なお、工事内訳明細書の一式計上については、後日、内容について確認を行うことがある。
- (3) 工事内訳書等を提出しない者は、入札に参加できないものとする。

13 入札保証金

入札保証金は免除とする。ただし、落札者となった者が、当該入札に係る契約を締結しないときは、免除するとした入札保証金と同額の金額を納付しなければならない。

14 支払条件等

- (1) 前金払の有無
有（請負代金の額の10分の4以内の額とする。）
- (2) 中間前金払の有無
無し
- (3) 部分払の有無
有

15 契約保証金

契約保証金の納付又は免除については、塩尻市財務規則（昭和55年塩尻市規則第9号）第124条の規定によるものとする。

16 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。無効となった者は、以後の入札に参加できない。

- (1) この公告に示した一般競争入札に参加するために必要な資格を有しないと認められる者が入札した入札書
- (2) この一般競争入札参加資格登録確認申請に際し、虚偽の申請を行った者が入札した入札書
- (3) 同一人がした2通以上の入札書
- (4) 入札者が協定して入札した入札書
- (5) 金額等記載事項が訂正または書き換えられている入札書
- (6) 記名、押印のない入札書
- (7) 誤字、脱字等により、意思表示が明確でない入札書
- (8) 工事内訳書等を提出しない者が入札した入札書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札書

17 その他

- (1) 本工事の一般競争入札参加資格者は、独占禁止法等関係法令等に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 本工事の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本工事の一般競争入札参加資格者は、入札参加資格登録後において、この公告についての不明を理由とした異議の申立てはできないものとする。
- (4) 一般競争入札参加申請書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式9）を書面にて提出すること。
- (5) 入札参加者は、塩尻市建設工事等競争入札心得を遵守すること。
- (6) その他不明な点等については、事務局に照会すること。
- (7) 落札者は、設計者及び受注者と工事竣工に向けて互いに協力し事業を進めること。